

# 南山大学大学院 入学試験問題集

法務研究科

2026年度・C日程

NANZAN  
UNIVERSITY

## 目 次

### 《小論文》

.....1

### 《法律科目試験》

民法 .....3

憲法 .....5

商法 .....6

刑法 .....7

## (問題紙)

問題 以下の文章を読み、[設問1]および[設問2]に答えなさい。

1990年代のバブル崩壊前、日本の若者は、自信にあふれるとまではいえないにしても、自信を失うことは現在に比べれば少なかった。学校を卒業すれば、多くは企業の正社員として就職することができたのである。しかし、バブルが弾け、いわゆる就職氷河期を経るなかで、現実には酷なものとなった。15～24歳のうち「パート」「アルバイト」「契約社員」「派遣社員」などとして働く人（以下、このように正社員以外の呼び方で働く人を非正規と称す）の比率は、1988年には17.2%に過ぎなかったが、2000年には40%を超えた。そして、2022年現在は50.4%という高い水準に上がっている。このなかには学生アルバイトが含まれているので、それを勘案する必要があるが、それでも若者の相当数が「非正規＝半人前」として職業生活をスタートせざるを得ない状況に置かれているのは否めない。

むろん、自ら選んで非正規になる人もいる。その人にとっては、「非正規＝半人前」という等式は押し付けがましいかもしれない。現に、非正規を選んだ理由としては、男女を問わず、「自分の都合のよい時間に働きたいから」がもっとも多い。「正規の職員・従業員の仕事がないから」という理由で非正規労働に就いたと答える人の比率は、全体のなかで一割程度に過ぎない。よって政府も、これだけを「不本意」の非正規と見なし、ほかは「本意」で非正規になったというとらえ方をする。

しかし、このようなとらえ方でよいだろうか。もともと「自分の都合のよい時間に働きたいから」という理由で選んだ労働の価値が、通常の労働に比べて見劣りする理由はない。現に、ヨーロッパの多くの国では、パートタイムで働くからといって、その労働の価値がフルタイムで働く人より下がることはない。働く時間が短い分、賃金総額は少なくなるが、時間当たりの価値は変わらないのである。いわゆる同一労働同一賃金の適用である。これに対し、日本ではパートタイムで働くという理由だけで、時間当たりの価値が大きく下がる。本人の意志と関係なく、日本の「パート」は、社会的には「半人前」なのである。

一步掘り下げてみよう。働く人が、「自分の都合のよい時間に働きたい」と思うのは、ごく当たり前のことである。にもかかわらず、なぜ日本では、そう思う人の多くが非正規を選択するのか。答えは簡単である。日本の正社員（以下、正規と称す）は、長い時間働くものだからである。これをふまえると、「本意」で非正規に就いたとしても、正規に課されている長時間労働のゆえに、本当は「不本意」に非正規を選ばざるを得なかったともいえよう。

こうして、個人的には本意だが、社会的には不本意に非正規に就く人が日本には多いということとなる。これは若者に限らない。女性の多くがこれに当たる。2022年現在、雇用されて働く女性のうち、正規の数は1249万人である。対して、非正規の数は1432万人で、その比率は53.4%である。このうち、パート・アルバイトが約8割を占める（数では1126万人）。ほかに契約社員が133万人、派遣社員が90万人などである。このことから、日本では女性労働者の半分以上が「半人前」という取り扱いを受けながら働いているといえる。「パート」は女性が多いので、以下、大まかに「パート＝女性の非正規」という図式で見ていく。

社会的には「半人前」であるにもかかわらず、彼女らは、職場のなかでは主力である。日本のパートは、とにかくよく働く。これは、自他を問わず、あるいは国内外を問わず、広く認められている。現に、サービス産業の場合は、彼女らなしには産業そのものが存立できなくなるほどであり、ゆえに「基幹パート」と呼ばれる。考えるべきは、「半人前」と「基幹」とのギャップである。なぜ企業は、彼女らを「基幹」労働力として使用

しながら、「半人前」の処遇しか与えないのだろうか。なぜ彼女らは、「半人前」なのに、「基幹」的な働きぶりをするのだろうか。（略）

ここまでみてきたことだけでも、人並みは、人びとにとってアンビバレントなものだとわかる。周りから人並みとして認めてもらえない人にとって、それは憎いものかもしれない。なぜ、この社会は人並みを押し付けるのか。なぜ、自分の個性をそのまま認めてくれないのか。一方、「不本意」の非正規など人並みとして認めてもらいたい人にとっては、それは憧れの対象、ハードルの高いものでもあり得る。この間、職場において、非正規の正規登用が進められ、政府もそれを支援している。しかし通常は、「転勤が可能であること」などが条件で、試験が課される場合も少なくなく、ハードルを乗り越えるのは容易ではない。実際、登用者の数は少ない。

他方、多くの「パート」にとって、人並みとはしっくりこないものかもしれない。職場での働きぶりからすれば、彼女らは、まぎれもない人並みである。スーパーマーケットの売場であれば、非正規の「パート」が若い正規従業員に基本的な事項を教えることが当たり前となっている。にもかかわらず、彼女らの給与は、若い正規従業員のそれより低い。「パート」の給与は、いわば家計補助的なものと見なされ、彼女たち自身これをよく知っている。ゆえに、肩身が狭い。また、働く場においては人並みとして行動しても、暮らしの場に戻れば、自分の稼いだものが「家計補助的」であることと相まって、夫や近所や地域社会に対して人並みとしてはなかなか行動し得なくなるかもしれない。こうしてみると、人並みという考え方が、少なくない人に不満をもたらし原因になっていることがわかる。

では、人並みという考え方は、いっそなくしてしまったほうがよいのだろうか。そうではないところに、問題の所在がある。たとえば、自分の個性を人並みに認めてもらいたい、というケースを取り上げてみよう。自分が勝手に生きることと、自分の個性的な生を認めてもらうこととは、次元が違う。前者の場合が自分に閉じたものであるのに対し、後者の場合は他人に開かれたものであり、他人の承認を必要とする。他人にとっても価値のある生として、すなわち、ほかの人に劣らない価値ある生として、自分を認めてもらわなければならないのである。その意味では、個性的な生のためにも人並みという評価は肝要ということになる。

では、何が原因で、人並みという考え方が少なくない人に不満を与えているのだろうか。それは、人並みの基準が狭く、かつ画一的で、この基準に満たない人は認めないという狭量な考え方になっているからである。

（禹宗杭・沼尻晃伸『〈一人前〉と戦後社会：対等を求めて』（岩波新書、2024年）5～11頁。一部改変。）

〔設問1〕著者が下線部のように考えるのはなぜか、説明しなさい。（300字程度）

〔設問2〕著者は、「人並み」という考え方が、「半人前」とされる非正規労働者やパート（女性）に不満を与えていると考えているが、問題文中の例以外にどのようなケースがあり得るか、また、その例での不満を解消するためにはどのような方策があり得るか、あなたの意見を論じなさい。（700字程度）

（この問題は、法律学の知識を問うものではありませんので、法令、判例、学説等に言及する必要はありません。）

（問題紙）

以下のⅠおよびⅡに解答しなさい。

\* 解答の順序は問わないが、大問番号（ⅠまたはⅡ）および設問番号を明記すること。

\* 解答紙は、大問ごとに分けて用いること。

【Ⅰ】 以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

2021年1月、Aは、自己所有の不動産甲を賃貸して利益を得るため、以前より不動産取引について相談していた知人Bに、甲の賃貸に関する賃借人との交渉、契約書の作成および敷金の授受等をすべて任せた。

2024年12月、Aは、Bから甲の賃貸および管理に必要と言われ、甲に関する登記識別情報の提供に応じ、実印と印鑑登録証明書をBに預けた。Bは、AがBに対して甲を5000万円で売却する旨の売買契約書（以下、「本件売買契約書」という。）を作成し、Aに署名押印を求めた。Aは、甲を売却する意思はなかったにもかかわらず、本件売買契約書の内容および用途を確認することなく、Bから言われるままに本件売買契約書への署名押印をし、Bが甲の登記申請書にAの実印を用いて押印をするのも漫然と見ていた。

Bは、甲について、AからBへ売買を原因とする所有権移転登記手続きをしたうえで、2025年3月、Cに売却し、その後、BからCへの売買を原因とするCへの所有権移転登記手続きがされた。Cは、登記等を確認し、Bが甲の所有者であると信じていた。

同年5月、甲がC名義で登記されていることを知ったAは、Cに対して、甲の所有権に基づく抹消登記手続きを請求した。

[設問]

AのCに対する請求は認められるか、予想されるCからの反論をふまえて、論じなさい。

【Ⅱ】 以下の文章を読んで、[設問1]および[設問2]に答えなさい。なお、各設問は独立している。

A男とX1女は、2007年に婚姻し、同年X2をもうけた。X2が生まれたのち、AとX1は子育てをめぐる考え方の相違から喧嘩が絶えなかった。2013年に、X1は、X2を連れて実家に戻り、そのまま別居が開始された。2019年頃、AはY女と出会い肉体関係を持ち、お互いの家を行き来する半同棲のような形で暮らすようになった。Yは生活費の負担を専らAに頼っていた。

[設問1]

別居期間中、AとX1は互いに一切連絡を取ることはなく、AはX2の養育費のみを負担していた。

2021年にAとYの関係を知ったX1およびX2は、Yに対し慰謝料請求を行った。Yはどのような反論をすることができるか、論じなさい。

[設問2]

別居期間中、AとX1は必要に応じて最低限の連絡を取り合い、年に1度程食事を共にする関係であった。

Yとの関係が続くなか、2022年にAは癌と診断され、自身の財産の処分について考え始めた。そして、Aは、「自分の財産は、X1およびYの今後の生活を考えて、それぞれに半分ずつ分与する。」と記載した自筆証書遺言を作成した。遺言作成後、Aの生活状況はそれまでと変わることなく、2025年にAは死亡した。

A死亡後に遺言書の存在を知ったX1およびX2は、当該遺言は公序良俗に反し無効であると主張して訴訟を提起した。X1およびX2の主張は認められるかについて、論じなさい。

(問題紙)

以下の文章を読み、【設問】に答えなさい。

Xは、A市を拠点とする工場のB労働組合（以下、「労組」）の組合員であり、同労組が支援する統一候補のうちの1人として20XX年にA市議会議員となった。しかし、4年後のA市議会議員選挙で、B労組が支援する5名の統一候補リストから除外されたことを不服としたXは、同労組の方針に反して同選挙に立候補しようとした。

B労組の役員であるYら6名は、Xに対してA市議会議員選挙への立候補を断念するように4回にわたって説得に努めたものの、Xは立候補に固執した。そのためYら6名は、XがA市議会議員選挙に立候補した場合はB労組から処分の対象となる旨を伝え、Xが処分の対象となる旨を記載したB労組の機関紙を組合員に配信した。その後、XはA市議会議員選挙に立候補して当選し、B労組が支援した5名の統一候補のうち3名が落選した。B労組の執行委員会は、Xに対して1年間組合員としての権利を停止する処分とする決定を下し、その旨を記載したB労組の機関紙を組合員に配信した。

Yら6名は、彼らの上述の行為が公職選挙法225条3号（選挙の自由妨害罪）に該当するとして、起訴された。

公職選挙法

第225条 選挙に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、4年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

.....

三 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者若しくは当選人又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人を威迫したとき。

労働組合法

第2条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。.....

【設問】

Xの権利・利益の観点から憲法上の論点について、予想されるYらの主張を想定しつつ述べなさい。

## (問題紙)

次の〔設例〕を読んで、〔設問〕に答えなさい。

## 〔設例〕

A社は、通信事業を営む監査役会設置会社である。A社は、その発行する普通株式を東京証券取引所のプライム市場に上場している。また、2024年度の決算期末(2025年3月31日)におけるA社の貸借対照表によれば、総資産7兆3000億円、負債3兆5000億円、そして純資産3兆8000億円、利益剰余金は4兆2000億円となっている。

A社の2024年度末における発行可能株式総数は普通株式84億株、発行済株式総数は43億株、自己株式は4億株である。A社は、普通株式以外の株式を発行していない。また、A社の定款には、「当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる」旨の定めがある。

A社は、2024年10月30日に筆頭株主であるB社より、「A社およびB社の事業状況も大きく変化し、A社の保有について再考すべき時期にきており、今後のB社の資金需要を見据え、A社株式を担保とした借入に加え、売却も資金調達手段として必要であるとの判断から、今後5年間で保有株数の3分の1程度を売却するとともに、以降の継続的な縮減を検討する方針」(以下「当初B社売却方針」という)である旨の連絡を受け、その後、2025年2月3日には、B社より「事業戦略と資本戦略の両面における企業変革の推進にあたり、資本戦略の見直しの一環として、A社普通株式売却を早期化させ、今後2年間で保有株式数の3分の1程度である5000億円規模の売却を計画しており、以降も継続的な縮減を検討する方針」(以下「B社売却意向」という)である旨および2026年3月期にその所有するA社普通株式の一部(以下「B社売却意向株式」という)について売却する意向がある旨の連絡を受けた。

A社は、B社売却意向を受け、2025年3月17日、B社に対し、A社普通株式の株価動向を踏まえ、東京証券取引所を通じて、2025年5月13日までの過去1か月間の東京証券取引所プライム市場におけるA社普通株式の終値の単純平均値に対して、10%のディスカウント率を適用して算出される価格(以下「本件公開買付け価格」という)を持って公開買付けすること(以下「本件公開買付け」という)を提案した。

なお、本件公開買付け内容は、総数1億9600万株(上限)、取得価額の総額4000億円(上限)、公開買付け価格は、本件公開買付け価格、公開買付け期間は2025年5月15日から2025年6月11日とする。

〔設問1〕会社法が、株式会社が自ら発行する株式を取得することについて、厳格な規制を課す理由(自己株取得規制の趣旨)を説明しなさい。

〔設問2〕A社が本件公開買付けをなすには、A社においてどのような手続を踏むべきか、自己株取得規制の趣旨を踏まえ、説明しなさい。

〔設問3〕仮に〔設問2〕で説明した手続を行わずに、公開買付けを行った場合、その取得の効力およびA社の取締役の責任について、説明しなさい。

以下の問題文を読み、設問Ⅰ及び設問Ⅱに答えなさい。なお、賭博罪及び特別法違反について検討する必要はない。

**【問題文】**

1. Xは衣類専門商社Aの専務取締役として、商品の買付・管理等の実務を担っていた。A社は創業家出身のVが代表取締役を務めており、XはVの孫であり、Vの後継者として、高齢のVに代わって、実質的にA社の経営を担っていた。
2. XはA社名義の当座預金口座から資金を処分する権限を有しており、預金の引き出し等に必要な会社名義の通帳や印鑑、ネット取引用のIDや暗証番号等を管理していた。また、資金の移動については、事後的にVに報告する運用がなされていた。
3. Xは銀座のクラブを経営するYとかなり親密な関係をもっており、商品の買い付けのために外国に出張する際には、Yを同伴することが多かった。XとYは海外出張の際には、合法カジノでギャンブルに興じることも多かった。
4. カジノでの遊興費にはX個人の銀行口座から引き出した資金を使っていたが、モナコの合法カジノで5000万円の損失をだしてしまった。Xは損失補填のことを考えていたところ、YはXに、「会社の資金を管理しているのはXなんだから、会社資金から一時的に5000万円を引き出して使えばいいじゃないの。私がXから借りている資金についても返済の目途がついたから心配しなくてもいいわよ。」と伝えた。
5. Xは、Yの意見に同意し、一時的に会社資金を5000万円の損失補填に充てることを計画した。Xは、A社の当座預金からX名義の普通預金に5000万円を振込入金し、5000万円をカジノ運営会社の預金口座に送金した。
6. 数か月後、Xは、Yに貸し付けていた1億円が返済されたので、5000万円を会社の当座預金口座に入金して補填した。

設問Ⅰ Xの罪責を論じなさい。

設問Ⅱ Yの罪責について、判例の見解及び反対説にも言及しながら、論じなさい。

**発行：南山大学 入学センター**

**名古屋市昭和区山里町 18 番地**

Phone : (052)832-3119

E-mail : [nyushi-ka@nanzan-u.ac.jp](mailto:nyushi-ka@nanzan-u.ac.jp)

U R L : <https://www.nanzan-u.ac.jp/>